

身体拘束等の適正化のための指針

有限会社ケアプランニング結いが行う事業における身体拘束適正化のための指針を次のとおり定める

1 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を重視し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 身体拘束及びその他の行為を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を禁止とする。

(2) 身体拘束を行う基準

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3つの要件をすべて満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

① 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束を行う以外に代替える方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束が一時的であること

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取り組む。

① 利用者主体の行動・尊厳のある生活に努める。

② 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げない。

③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働でここに応じた丁寧な対応をする。

④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行わない。

⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束適正化委員会において検討する。

⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

(4) 情報開示

本指針はホームページにて公表し、利用者から閲覧の求めには速やかに応じる。

2 身体拘束適正化に向けた体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

① 設置目的

- (ア) 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- (イ) 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- (ウ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- (エ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

② 委員会の構成員

委員会は各部署の管理者と役員で構成し、必要に応じてその他職員を参加させることができることとする。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人または他利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順を踏まえて行うこととする。

① 利用前

- (ア) 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化委員会にて協議する
- (イ) 身体拘束等の内容、時間について、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対し現場責任者が説明を行い
「緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書」を持って同意を得る。

② 利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会において実施件数の確認と身体拘束等やむを得ず実施している場合（解除も含む）については協議検討し、議事録に残す。

③ 身体拘束の継続と介助

- (ア) 身体拘束を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検証記録」を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その必要な事項を記録する。
- (イ) 身体拘束適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う
- (ウ) 身体拘束継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「身体拘束経過記録」

に記録する。

- (エ) 身体拘束等解除の場合は即日、管理者より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

④ 緊急時

- (ア) 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由を支援経過に記録する。その後の事は身体拘束等適正化委員会において協議する。

- (イ) 家族への説明は翌日までに管理者が行い、同意を得る。

3 身体拘束等適正化に向けた各職員の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

(事業者責任者)

身体拘束廃止・適正化の検討に係る全体責任者

(管理者)

- ① 虐待防止・身体拘束等の適正化委員会の統括管理
- ② 支援現場における諸課題の統括管理
- ③ 身体拘束等廃止に向けた職員教育

(現場責任者)

- ① 家族、キーパーソン、地域包括支援センター等との連絡調整
- ② 本人の意向の沿った支援の確立
- ③ 施設のハード、ソフト面の改善
- ④ 記録の整備

(職員)

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
- ② 利用者の尊厳を理解する
- ③ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④ 利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
- ⑤ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する。

4 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束適正化のため、定期的な研修(年1回以上)を実施する。研修の内容としては身体拘束適正化に関する基礎的内容などの適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本方針に基づき、身体拘束適正化に資する内容とする。なお、身体拘束適正化のための研修は虐待防止研修と一体化して行うことができる。

付則

この指針は令和6年4月1日より施行する。

参考

身体拘束禁止の対象となり具体的な行為

- ① 徘徊しないように車椅子、椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、安全ベルト(Y字型拘束帯や腰ベルト)、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上げる能力のある人に、立ち上がりを妨げるような車いすを使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を使用する。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)